



Title	<紹介>後藤昭雄著『平安朝漢詩文の文体と語彙』
Author(s)	北島, 紗
Citation	語文. 2017, 109, p. 74-75
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73311
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』

北島紳

平安朝の司法、行政、外交、信仰、文芸、その他多くの社会的活動について、とりわけそれが公的性格を持つ場合には、漢詩文を無視して考えることはおよそ不可能である。また一口に漢詩文と言つたところで、当然ながらそれが社会の中で担う役割や執筆の目的自体が多種多様であり、その都度それぞれの状況に応じた文体や用語が選択されている。

本書はその書名が示す通り、大きく二部から成つてゐる。Iが平安朝漢詩文の「文体」、すなわち内容による文章の様式とその特性についての論であり、IIが詩文に用いられた「語彙」についての論である。

以下、目次に基づいて各章題を示し、本書の構成を概観してゆく。

- | | | | | | |
|----------------------|-------------|---------|--------------------|-------------|----------------------|
| 1 経國の「文」——文体が担う社会的機能 | 2 小野篁の「輪台」詠 | 3 踏歌草曲考 | 4 入唐僧の将来したもの——讃と碑文 | 5 『三国祖師影』の讃 | 6 「和歌集等を平等院経蔵に納むる記」考 |
|----------------------|-------------|---------|--------------------|-------------|----------------------|

外交文書としての牒

菅原道真の祭文と白居易の祭文

菅原道真の願文——空海の願文

菅原道真の願文

表白についての序章

呪願文考序説

諷誦文考

諷誦文考補

諷誦文論

菅原道真の詩と律令語

平安朝詩と律令語

平安朝詩文の「俗語」

『続日本紀』における中国口語

日本の古代文献と中国口語

Iは『本朝文粹』の分類基準に基づき、平安朝漢詩文を代表する雑詩、讃、記、牒、祭文、呪願文、願文、諷誦文及び碑

の十種の文体について論じている。

それぞれの章では、まずこれらの文章がいかなる社会的活動のなかで書かれ、どのような機能を担ってきたかについて概説してから、具体的な作品を取り上げて読解してゆく。先行研究を批判しつつ広く用例を引き、典拠を的確に指摘しつつ語釈、注、訓読

を加え、必要な場合にはそれらを反映して口語訳も付される。そのような精緻な読解、および当該作品の読まれた状況の再現によつて、その構成方法や機能などの文体的特徴を明らかにし、文学史および文化史に作品を位置づけて、今後の研究上の利用にも展望を示す。

一例として、本書のために新たに書き下ろされた二章「7 外交文書としての牒」、「12 呪願文考序説」について簡単に紹介しておく。

前者は元慶元年（八七七）四月に渤海國中台省から日本國太政官に宛てた牒とその返牒を通訳し、その外交上の役割や古記録類との関わりを論じたものである。さらに付節として、これを扱つた先行の注釈書『訳注日本古代の外交文書』（鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編、八木書店、二〇一四年）の読解について、本文・訓読・語彙の問題を指摘する。特に語彙については唐代の口語が歴史資料にも用いられていることの実例が示され、本書の20章、21章と合わせて注意される。

後者では、仏事に際して用いられる漢文の一つである呪願文を一覧し、その用いられる場、目的、文体の特徴およびその変化について、具体的な本文の読解と合わせて考察している。これまで呪願文を網羅的に扱つた論稿はなく、今後の研究のための基礎となるものである。

以上が文体論の概要であるが、IIでは、平安朝漢詩文における構成要素として最も基本的なものとなる語彙について取り上げら

れている。ただしこでの語彙とは詩語や文章語ではなく、律令に用いられた語彙や歴史資料に特有の用語、あるいは文語と口語が峻別された中国において詩文に取り入れられていた口頭語などの特殊な用語を指している。

17章は、菅原道真の詩には律令語がよく用いられており、発想や表現の背景に律令語あるいは律令の規定があることを指摘して、詩の主題そのものと深く関わっていることを述べる。18章では平安朝詩全体に視野を広げ、律令語攝取の様相を明らかにする。律令用語がそのまま詩に取り入れられるだけではなく、令の用語に基づいた和製漢語を発想の中心として、その縁語を用いて句を成すような作詩法がその例である。19章、20章、21章では中国における口語的語彙が詩文をはじめとした古代文献に取り入れられた例について詳しく論じている。

いずれも当時の時代背景や文化的な状況を複合的に考察することにより、当該語句の意味、使用された意図などを明らかにすることに重点を置いている。本書の序文がこれらの論の目的を「漢詩文を正しく読むため」であるとしている通り、語彙の正確な把握なしに表面的な意味内容をさらうのみではそれぞれの文章や詩の趣旨を作者の意図に沿つて理解することは不可能であると、襟を正さねばならない思いがする。

（勉誠出版、二〇一七年五月、四四〇頁、八、〇〇〇円+税）

（きたじま・つむぎ 本学大学院博士後期課程）